

2026年 1月

令和令和8年1月 21 日からの大雪に伴う  
災害により被害を受けられた皆さまへ

株式会社ZEN少額短期保険

令和8年1月 21 日からの大雪により、生命又は身体に危害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせを承っておりますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用時の特別措置のご案内】

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に「保険料のお支払い」ならびに「継続契約の締結手続き」につきまして、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。また、保険金お支払いに関しましても可能な限りの便宜措置を講じて迅速な保険金のお支払いに努めてまいります。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、当社担当窓口までお申し出ください。

当社担当窓口:0120-860-172(通話料無料)  
(受付時間:平日 10:00~16:00 土日祝休)

災害救助法適用地域につきましては、「内閣府ホームページ、災害救助法の適用状況」を参照くださいますようお願い申し上げます

ホームページアドレス

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekijou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekijou.html)

以上